

P.27 (名簿)

令和 7年 3月 定例会

議事日程(第2号)

令和7年2月28日 午前9時開議

第1 議案会第1号 地方自治法第176条第5項の規定に基づく審査申立てに対する弁明書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 36人

小林憲生	鈴木智子
土屋祐司	井上豪史
水野 恵	山口倫世
諸井菜々子	菅谷 竜
久保大司	山田隆司
本多洋之	伊藤哲朗
石河貫治	穴戸秀樹
梅田早苗	及部克博
古池もも	山本賢太郎
近藤修司	川原元則
尾林伸治	中西光江
鈴木みさ子	斎藤 啓
星野隆輝	豊田八千代
尾崎雅輝	松崎正尚
市原享吾	小原昌子
向坂秀之	伊藤篤哉
坂柳泰光	古関充宏
田中敏一	寺本泰之

欠席議員 なし

職務のため出席した者

事務局長	川島加恵	議事課長	前澤完一
庶務課長	齋藤 敏	議事課長補佐	戸苅将行
議事課主査	平松悠介	議事課主査	鷲山和成
書記	鈴木達也	書記	岩瀬楓花

午前9時開議

P.29 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1. 議案会第1号地方自治法第176条第5項の規定に基づく審査申立てに対する弁明書の提出についてを議題といたします。

しばらくお待ちください。提案者の方々は、理事者側席へお移りください。

〔提案者、理事者側席に着く〕

P.29 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 提案者から提案理由の説明を求めます。本多洋之議員。

〔本多洋之議員登壇〕

P.29 本多洋之議員

◆本多洋之議員 ただいま上程されました議案会第1号について、提案理由を申し上げます。

議案会第1号地方自治法第176条第5項の規定に基づく審査申立てに対する弁明書の提出についてであります。

市長は、地方自治法第176条第5項の規定に基づき、令和7年2月18日付で、議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の再議について、さきの議決のとおり決定したことに係る審査申立てを愛知県知事に対して行っております。

本案は、愛知県代表自治紛争処理委員から地方自治法第258条において準用する行政不服審査法第29条第2項の規定に基づき依頼のありました当該審査申立てに対する弁明書を別紙のとおり提出するものです。

本弁明書案の趣旨は、「本件審査申立てを棄却する。」との裁定を求めるものであります。本市議会では、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、法に認められた権利として、豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の議決を行っております。

このため、当該議決は地方自治の本旨たる住民自治に資するものであり、議会の権限を越えたものでも、違法なものでもなく、本件審査申立てに理由は

ありません。

以上で議案会第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

P. 29 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たっては、資料のページ、質疑項目を述べた上で、簡潔明瞭に質疑するようお願いいたします。質疑の通告がありますので、発言を許します。初めに、豊田八千代議員。

P. 29 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきまして質疑をさせていただきます。

まず、一つ目の質疑として、この弁明書の2ページ目の下から6行目でございます。

1回目の質疑です。現市長は、令和6年11月に行われた市長選挙で本件事業の契約解除を公約の一部として掲げたに過ぎなかったが、当選後に市長の独断で契約解除の申入れが行われたと記述されているが、この間の経緯を考えると、どこを指して述べてみえるのか、まず第1回目としてお聞きいたします。

P. 29 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 豊田議員に申し上げます。資料のページと書いてある項目が合致していないようです。

暫時休憩いたします。

午前9時6分休憩

午前9時7分再開

P. 29 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

豊田議員。

P. 29 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 それでは、ページ数5、下から6行目でございます。5ページです。下から6行目、5ページ、よろしいでしょうか。よろしいですか、ページ5。後から送られてきたのとページ数が違うということで。よろしいですか。

1回目、現市長は、令和6年11月に行われた市長選挙で本件事業の契約解除を公約の一部として掲げたに過ぎなかったが、当選後に市長の独断で契約解除の申入れが行われたと記述されていますが、この間の経緯を考えると、どこを指して述べているのか、まず1回目お聞きいたします。

P. 30 本多洋之議員

◆本多洋之議員 お答えさせていただきます。

どこを指しているのかと言われましても、ここに書いてあるとおりでございます。

P. 30 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 お答えいただきました。

この選挙戦におきまして、市長選挙は4人の候補者が出られました。その中で長坂氏は新アリーナ反対を、一貫して反対という立場で、様々なビラの中で、毎回アリーナ反対の政策が記述されていましたが、その点についてどのようなお考えなのか、その辺、どのように検討してみえたのかお聞かせください。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 30 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行の理由を述べてください。坂柳議員。

P. 30 坂柳泰光議員

◆坂柳泰光議員 弁明書の内容への質疑と、今の質疑は全然違っていると思いますので、議長のほうで整理をお願いします。

P. 30 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 今、坂柳議員からの御指摘のとおり、この弁明書について質疑をお願いいたします。豊田議員。

P. 30 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 それでは、この後ろに横たわる問題については、この中で含まれていないということでしたので、改めて質疑させていただきます。

公約の一部として掲げたに過ぎなかったということが記述されておりますが、この公約は市民との約束を守ったのですが、決して独断で契約解除の申入れが行われたわけではないというように私は読み取れますので、その点についてお聞かせください。

P. 30 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 豊田議員、もう一度、どの箇所の中のどの部分か、明瞭にかつ簡潔をお願いいたします。

P. 30 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 1回目の質疑で述べましたが、公約の一部として掲げたに過ぎなかったという記述がございます。その公約の一部ということですが、公約は市民の皆さんへの約束でございます。確かにほかの政策もございましたが。

5ページ目の下から6行目です。よろしいですか。

P. 30 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 豊田議員に申し上げますが、本日やっているのは弁明書に対する質疑でありますので。これは、この質疑の中で経過の説明という形です。豊田議員。

P. 30 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 弁明書の1ページ目なのです。1ページじゃないのかな、4ページなのですかね。

Ⅱの豊橋市議会の主張という段落がございます。そういう意味では、この弁明書全て、トータルで本議会に提案されているというように認識しておりますので、決して問題はあるというように思いませんが。

P. 30 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 もう一度簡潔に、質疑を繰り返してください。豊田議員。

P. 30 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 最初からよろしいですか。質疑、何回でも何回でもいいです。何回でも言わせていただきますが、この5ページ目、大きなⅡ。豊橋市議会の主張という欄のページ、5ページです。下から6行目です。

現市長は、令和6年11月に行われた市長選挙で本件事業の契約解除を公約の一部として掲げたに過ぎなかったという記述がございます。

これは公約なわけですから、市民との約束、市民への約束なわけですので、決して市長の独断で契約解除が行われたというようには読み取れません。このところについて、どのように認識されて記述されたのかお聞かせください。

P. 30 本多洋之議員

◆本多洋之議員 お答えさせていただきます。

まず、前半の部分、公約の一部として掲げたに過ぎなかったという部分は、まさに豊田議員が言われたとおり、公約はアリーナの問題だけではなくて、様々あるということはこの表現を使って表現をさせていただきました。

当選後に市長の独断で契約の申入れが行われたという点については、契約の解除の申入れが行われたということに関しましては、就任初日に協議の申入れを行って、議会に全く相談がなかったということを指しております。

以上です。

P. 31 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 市長のいわゆる独自の契約と解除の問題については、市長の独自の権限なわけですので、決して公約を守ったから、議会にいわゆる相談しなかった、そうおっしゃるわけですよ、思いは。

ということは、やはり地方自治の本旨にそぐわないのではないかとこのように思います。この点については多分平行線をたどると思いますので、これで終わります。

二つ目、8ページですね。これ、すみません。ページ数なのですが、ページ数が一応、私がいただいたのと、後に送られてきたのと違うということですので、8ページということになりますか、8ページ目。失礼いたしました。6ページ目の上から4行目です。上から4行目、意思決定に際し議会の関与を認めないとするは、地方自治の本旨としての住民自治の趣旨に沿わないと記述されておりますが、前市長は、新アリーナは豊橋公園に建設しないという公約をほごにしたわけですので、その結果、住民投票条例を2回にわたり市民団体の皆さんは提出いたしました。いずれも議会は却下したわけですが、それで1回目です。

住民投票は、住民自治に沿った住民参加の自治と考えますが、その認識をお聞かせください。

P. 31 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 豊田議員、もう一度、きちっと整理をして質疑をしていただきたいのですけれども。豊田議員。

P. 31 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 事務局から送られてまいりました弁明書の中の記述でございますので、この中身については全て、トータルで私は読ませていただきました。

そこで、豊橋市議会の主張が、大きなⅡの項目でございますので、その部分についてもまとめた形でお聞かせいただいておりますが。

P. 31 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩いたします。

午前9時18分休憩

午前9時19分再開

P. 31 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

豊田議員。

P. 31 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 それでは、お聞かせください。

ページ6、上から5行目、地方自治の本旨としての住民自治の趣旨に沿わないという記述がございますが、その点について認識をお聞かせください。

P. 31 本多洋之議員

◆本多洋之議員 そこに書いてあるとおりでございます。

P. 31 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 そのとおりということでございますので、この豊橋市議会の当局の席に座っている皆様は、住民自治の趣旨に沿ってこの問題を出されたということでございますが、若干私は違うのではないかとと思いますが、それはそれとして次に進ませていただきます。

質疑の三つ目です。大きなⅢのページ数が、ページ8です。ページ8の上から6行目で、普通地方公共団体の議会は、法令に違反する条例案を審議する権限を有していないという限りでは認めると。いわゆる法令に違反する条例を議決する権限を有していないということを述べているわけですが、その点について、その下のところで、反対解釈すれば、ということがあるのですが、定められていないということが挙げられるということをおっしゃっておりますので、この点についての認識をお聞かせください。

P. 31 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 豊田議員の質疑の途中にありました、条例案を議決する権限ですね。

P. 31 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 はい。だから上から6行目ですね。

P. 31 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 ちょっと読み間違いがあつて、それで。

P. 31 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 もう一度、読みますか。ここに書いてある、記述している中身を。

P. 32 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 こは確認できました。それで、もう一度最後の質疑の趣旨を、もう一度明快に。

P. 32 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 有していないということを記述してありますので、この有していないということは、いわゆるできないということでございますので、ここに記述しているのと今回出された問題については相反すると思うのですが、その点をどのように認識しているのかお聞かせください。

P. 32 本多洋之議員

◆本多洋之議員 お答えさせていただきます。

ここに書いてある文言は、法令に違反する条例案を議決する権限を有していないということでありまして、我々は今回の条例案が法令に違反しているというように考えておりませんので、その解釈の問題については、今後、自治紛争処理委員で議論されるということになるかと思えます。

P. 32 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑は継続されますか。豊田議員。

P. 32 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 ページ9です。2回目の質疑、2回目をさせていただきます。

2回目、ページ9の上から10段目でございます。長による契約解除が違法ではないことの理由の一つとして、解除するに当たり議会の議決を要すると定められていないことが挙げられております。これを反対解釈すればという次の文言なのですが、反対解釈すれば、解除するに当たり議会の議決を要すると定められていればと。

この定められていればという文言なのですが、この部分につきましては、どのように認識されてお書きになったのか質疑させていただきます。

P. 32 本多洋之議員

◆本多洋之議員 書いてあるとおりでございます。

P. 32 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 お答えいただきましたが、いればという、ならば、いればということは、ないというように私は認識しておりますので、ある意味、この論議は平行線をたどっていくのかなというように思いますので、以上、私の質疑を終わりたいと思います。

P. 32 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 改めて申し上げますが、質疑に当たりましては資料のページ、質疑項目を述べた上で、簡潔明瞭に質疑をするよう重ねてお願いいたします。

次に、山口倫世議員。

P. 32 山口倫世議員

◆山口倫世議員 通告のとおり、一問一答にて質疑させていただきます。

弁明書の5ページです。真ん中辺の下から13行目だと思われま。

豊橋市の現状を見ると、直近10年の間に市長が3人交代していると記述があります。この直近10年間の間に市長が3人交代している理由について、どのような認識が伺っていいですか。

P. 32 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 山口議員に申し上げますが、これは事実でありますので。

P. 32 山口倫世議員

◆山口倫世議員 その認識は聞いては駄目。

P. 32 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 事実を列挙してあるにすぎませんので、質疑の内容とは合致・・・
答えますか。本多議員。

P. 32 本多洋之議員

◆本多洋之議員 選挙の結果だと認識しております。

P. 32 山口倫世議員

◆山口倫世議員 お答えいただきました。
では、次です。弁明書には、12月26日に土屋議員が何度も述べられた議会の議決の・・・

P. 32 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 資料はどちらを指されて言われているか。

P. 32 山口倫世議員

◆山口倫世議員 全体です。

P. 32 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 全体ではなく。

P. 32 山口倫世議員

◆山口倫世議員 分かりました。

P. 32 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 弁明書に対する質疑ですので。

P. 33 山口倫世議員

◆山口倫世議員 弁明書5ページから6ページに、こちらの弁明書に新アリーナの契約解除の件がしっかり書かれてあります。
この弁明書の理由が、12月26日に上程された議案だったのですが、そのときに答弁されていた土屋議員が、何度も述べられていたその議案の根拠、議案を出した根拠、議会の議決に付すべき契約等の金額が1億5,000万円から2億2,500万円の増額となったと。これは、市長の専決事項の権限が大きくなり、議会による議決権限の範囲の縮小につながるということが、この条例案の改正の根拠だったというような認識ですが、それは合っていますか。

P. 33 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 山口議員に申し上げますが、本日行っているのは、この弁明書の審議で、この部分のここに関してはどういった意図なのかとか、分からない部分を明瞭にするために行っています。それを踏まえた上で質疑をしていただくように。弁明書の審議というところを理解してから質疑をお願いいたします。

P. 33 山口倫世議員

◆山口倫世議員 では、次に移ります。
6ページ、上から3行目、これまで築き上げてきた信頼関係への影響も懸念されるとありますが、具体的に、誰とどのような関係において、どのような影響を懸念しているのか教えてください。

P. 33 本多洋之議員

◆本多洋之議員 お答えさせていただきます。
その前段に書いてあるとおりなのですが、国や愛知県とも連携しながら事業の進捗を図ってきたという点においてでございます。

P. 33 山口倫世議員

◆山口倫世議員 国や愛知県とも連携しながら事業の進捗を図ってきた・・・

P. 33 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 山口議員、拳手をお願いいたします。山口議員。

P. 33 山口倫世議員

◆山口倫世議員 誰とというのが、国や愛知県ともということですね。
どのような影響というところは、どのような影響のことを懸念されていますか。

P. 33 本多洋之議員

◆本多洋之議員 これもそこに書いてあるとおり、信頼関係への影響が懸念されるということでもあります。

P. 33 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 山口議員に申し上げますが、書いてある文章を熟読して、懸念されるという意味を理解した上で質疑をしていただく。例えば・・・
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 33 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行の理由を述べてください。斎藤議員。

P. 33 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 議長の今の発言については、質疑の中身を整理するという範囲を超えているのではないかと考えております。（以降も発言を続けているが、ここからは聴取不能。）

P. 33 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 斎藤議員の申入れもございましたが、私はここであえて申し上げますけれども、もう一度どこに書いてあって、その前後の文章を読み取った上で、この疑念をきちっと聞いていただくことをお願い申し上げます。では、質疑を続けます。

P. 33 山口倫世議員

◆山口倫世議員 影響も懸念されるとあるのですけれども、これが具体的にどのようなことか。何を、どのようなことを懸念しているのかというのを伺っているのですが。

P. 33 本多洋之議員

◆本多洋之議員 繰り返しになりますが、そこに書いてあるとおり、信頼関係への影響が懸念されるということでございます。

P. 33 山口倫世議員

◆山口倫世議員 私・・・

P. 33 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 発言は、挙手をお願いします。山口議員。

P. 33 山口倫世議員

◆山口倫世議員 例えば、私と本多議員の関係で、何か信頼関係へ影響されるということはもちろん分かるのですけれども、この国や愛知県とも連携しながら、この一文におきまして、これまで築き上げてきた信頼関係への影響も懸念されるということが、どのようなことなのか。何を想定されているのかということをお伺いしているのです。

P. 34 本多洋之議員

◆本多洋之議員 既に契約を締結して、県や国においては予算がつけられているということに関して、その点において事業の進捗を一緒になって進めてきたということに関して、信頼関係への影響が懸念されるということです。

P. 34 山口倫世議員

◆山口倫世議員 それが具体的に。分かりますよ、分かりますけれども。予算がつけられていると、予算がつけられていて進捗、一緒にやってきたところもありますのは、存じています。

これは、では具体的には、例えばほかの補助金が下りないとか、そういうことを懸念しているということになるのですか。そこまでは言っていないですか。

P. 34 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 山口議員に何度も申し上げますけれども、この弁明書の中身の中で、それから大いに飛躍したような質疑につながるようなところではなくて、中に書かれているところを確認するところを踏まえた上で、質疑をしていただけるように重ねてお願いします。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 34 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 斎藤議員。

P. 34 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 今、指摘のあった前の山口議員の質疑は、それはそれとして十分議案に対する質疑になっていると思いますので、本来これは答弁を求める問題だと思います。ちゃんとお願います。

P. 34 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 では、答弁を求めます。本多議員。

P. 34 本多洋之議員

◆本多洋之議員 先ほど述べさせていただいたとおり、予算への影響が懸念されるということでもありますけれども、具体的なことに関して予算に関わることでありますので、この場での答弁を差し控えさせていただきます。

P. 34 山口倫世議員

◆山口倫世議員 それは、来年度の予算に関わることなので、答弁を控えさせてもらいますという理解で合っていますか。

P. 34 本多洋之議員

◆本多洋之議員 来年度の予算にということであれば、そのとおりだと思いますけれども、様々なところに影響がある中で予算の審議に触れる部分については発言を控えたいと思います。

P. 34 山口倫世議員

◆山口倫世議員 分かりました。
では、次に移らせていただきます。
6ページの、執行機関としての長と対等な立場に立ち、という対等というのはどのようなことを指しているのかお伺いいたします。

P. 34 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 繰り返します。6ページのどちらですか。

P. 34 山口倫世議員

◆山口倫世議員 6ページの上から9行目です。
執行機関としての長と対等な立場に立ち、その適正な行政執行を住民の代表たる議会がという文脈の、行政機関と市の長と対等な立場に立ち、というのの対等という認識をお伺いします。

P. 34 本多洋之議員

◆本多洋之議員 お答えさせていただきます。
弁明書の4ページの豊橋市議会の主張のところにありますとおり、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長と相互にけん制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期することとされている。これがいわゆる二元代表制であるという、こういう認識でございます。

P. 34 山口倫世議員

◆山口倫世議員 お答えいただきました。
現在は対等ではないという、その状況が対等ではないという認識ですか。

P. 34 本多洋之議員

◆本多洋之議員 趣旨確認させてください。

P. 34 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 趣旨確認、どうぞ。

P. 34 本多洋之議員

◆本多洋之議員 現在の状況というのは何を指されていますでしょうか。

P. 34 山口倫世議員

◆山口倫世議員 この弁明書・・・

P. 34 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 挙手をお願いいたします。山口議員。

P. 35 山口倫世議員

◆山口倫世議員 この議案を上程して、この弁明書が出されているこの今の豊橋市議会、そして市長との関係です。

P. 35 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 山口議員に議長としてこのように何度も申し上げますけれども、先ほど本多議員は簡潔に答弁をされていると私は理解しているのですけれども、それを続ける場合は、どこが分からないのか、もう一度つまびらかにして質疑を継続してください。山口議員。

P. 35 山口倫世議員

◆山口倫世議員 はっきり、聞いていることは簡単です。今の豊橋の市議会と豊橋の市長、長坂市長の関係は対等であるかどうか、どう思っているかというのを聞いています。

P. 35 本多洋之議員

◆本多洋之議員 地方自治においては、対等の立場であると思っております。

P. 35 山口倫世議員

◆山口倫世議員 お答えいただきました。
対等・・・

P. 35 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 挙手をお願いいたします。山口議員。

P. 35 山口倫世議員

◆山口倫世議員 地方自治において対等な立場であるということでお答えいただきました。
次に移ります。
この弁明書全体の話になるのですけれども、提案議員の方々が・・・

P. 35 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 山口議員、弁明書の全体というのではなくて、どこの何々という形で最初にお願いしましたが、それをこの質疑に関連してですか。どうぞ、山口議員。

P. 35 山口倫世議員

◆山口倫世議員 この弁明書の提案議員の方々が、弁明書の提出が必要だと分かった日、弁明書を作成し始めた日、そしてこの弁明書が完成した日を教えてくださいたいのですけれども、可能でしょうか。

P. 35 本多洋之議員

◆本多洋之議員 今回の弁明書の記載の内容については、市長側の審査申立ての中で主張されている法的な論拠に対して、法律の専門家の助言を得て否認または反論を行っているものでありまして、その具体的にいつつくったと言われれば、申立てがあった後ということでございます。

P. 35 山口倫世議員

◆山口倫世議員 そうなると、2月18日以降という認識で合っていますか。

P. 35 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩いたします。
午前9時40分休憩

午前9時42分再開

P. 35 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本多議員。

P. 35 本多洋之議員

◆本多洋之議員 お答えをさせていただきます。
弁明書の作成については、2月18日付で申立てがあった後ということになりますが、準備に関しましてはそれより先に進めております。
これは、議会運営委員会等でこの件に関しては議長に一任するということが既に決定をされておりますので、それに従って準備を進めていたということでもあります。

P. 35 山口倫世議員

◆山口倫世議員 お答えいただきました。ありがとうございます。
そして、最後に完成した日が昨日というか、一番早く出せて、私はこの弁明書を見させてもらったのは昨日の10時だったのですけれども。議員にとって一番早い時間で昨日の10時の時点だったという認識でいいですか。

P. 35 本多洋之議員

◆本多洋之議員 はい。そのとおりです。

P. 35 山口倫世議員

◆山口倫世議員 お答えいただきました。
続いて、17ページです。上から3行目、一般論として、議会と従前の長が長期にわたって進めてきた計画が、議会との協議もなしに、新しい長によって突如白紙になるということであれば、法的安定性は大きく害され、将来にわたって事業者の入札参加を躊躇させる要因ともなりかねず、結果として住民に不利益を生じさせることになるとあります。
こちらの法的安定性というものですけれども、こちらを調べました。こちらの弁明書は、この法的安定性、もちろんこの条例が法律の下でつくられているというのは認識していますが、この法的安定性とはどのような意味で使ったのか教えてください。

P. 36 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩します。
午前9時45分休憩

午前10時5分再開

P. 36 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。本多議員。

P. 36 本多洋之議員

◆本多洋之議員 お答えをさせていただきます。

結論からいきますと、そこに書いてあるとおりということになります。少し読ませていただきますと、一般論として、議会と従前の長が長期にわたって進めてきた計画が、議会との協議もなしに、新しい長によって突如白紙になるということであれば、法的安定性は大きく害され、将来にわたって事業者の入札参加を躊躇させる要因ともなりかねず、結果として住民に不利益を生じさせることになる。

じゃあ、この法的安定性ということでありませうけれども、この議会と従前の長が長期にわたって進めてきた計画というものは、議決を経て、契約をして進めてきたことでもありますので、それが一方的に崩されるということをもって、法的安定性が大きく害されると表現させていただいております。

以上です。

P. 36 山口倫世議員

◆山口倫世議員 たくさん時間を使わせていただき、ありがとうございました。すみませんでした。

お答えいただきました。

一般論として、議会と従前の長が長期にわたって進めてきた計画が、議会との協議もなしに、新しい長によって突如白紙になるということは、全国で散見される中、このように考える議会がほかにあってもいいのかもしれませんが。

平成23年に地方自治法一部改正があり、14年ほどたっていますが、このような条例改正案、この弁明書、初の弁明書を提出することになった理由は何だと考えますか。

P. 36 本多洋之議員

◆本多洋之議員 今回、申立書があったということで、弁明書を作成しております。

P. 36 山口倫世議員

◆山口倫世議員 お答えいただきました。申立書があったからということで、聞きました。

以上で私の質疑は終わります。

P. 36 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、鈴木みさ子議員。

P. 36 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 弁明書案について、一問一答で4点ほど伺わせていただきます。

まず、この弁明書の6ページの真ん中辺になりますけれども、本件議案は、地方自治の本旨たる住民自治に資するものであり、本件議案の議決は、議会の権限を超えたものでも、違法なものでもなく、本件審査申立てに理由はないというようにありまして、この地方自治の本旨たる住民自治に資するものであるということ、この文言が何回もこの文案中で出てきますけれども、ここで言う住民自治というものはどのように捉えていて、どのようなことを指すのか。

また、なぜこの本件議案が住民自治に資するものかと考えるのかをお伺いいたします。

P. 36 本多洋之議員

◆本多洋之議員 お答えをさせていただきます。

その点については、4ページの豊橋市議会の主張というところに書かせていただいておりますので、読ませていただきます。

議会は、日本国憲法第93条の規定により議事機関として設置され、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長と相互にけん制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期することとされている。これがいわゆる二元代表制であるが、議会は地域の多様な民意を表現、代表する合議制の機関として、独任制の長にはない存在意義があると。こういう観点でございます。

以上です。

P. 37 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 今、読まれた部分のどこが住民自治に当たるのかということをお聞きしたいと思います。

P. 37 本多洋之議員

◆本多洋之議員 今、読ましていただいた全てでございます。

P. 37 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 全てですか。そのように・・・

P. 37 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 挙手を。鈴木議員。

P. 37 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 私は、ちょっともっと違う捉え方をしているのですが、提案者のほうのお考えはそうであるということで伺いました。

では、2回目として7ページですけれども、第2、2(1)、(1)についてというところで、真ん中よりちょっと下ですね。

下から7行目に、本件議案が「法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項」にも「事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項」にも当たらないことを指摘しておくとするが、その後を見ても、なぜそういうような結論というか、こういうように書いてあるかという理由が端的に示されているところがちょっと見当たらないので、その根拠についてお伺いいたします。

P. 37 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 今、御指摘をいただいた7ページの2の(1)についてですけれども、こちらは総務省の通知の部分になると思います。

弁明書の12ページ、(5)について、アについてというところで、総務省が行うと決まって、ちょっと読みますね。

弁明書の(5)について、アについての5行目から、行うと決まっていた事業を中止するために契約を解除することまでも「事務の性質等から、当然に長その他の執行機関の権限に専ら属する」と考えていると読み込むことは、できないというように判断をして、そういうように考えております。

以上です。

P. 37 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 13ページのこのアの記述をもって、この第2の2(1)にあるような・・・

P. 37 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 12ページ。

P. 37 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 失礼しました。12ページの(5)のアについてというところに、この記述をもって、この本件議案が「法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項」にも「事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項」にも当たらないことを指摘しておく、という結論に至ったということではよろしいですか。はい、確認します。それでは・・・

P. 37 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 挙手を。鈴木議員。

P. 37 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 続きまして、3番目として12ページの、(5)アについての、今読み上げられたところの下で、下から言うと8行目のところで、「係る」という語句は「関係する」という意味であり、法第96条第1項第5項に基づいて議会在締結することを議決した契約に関係する事務は除かれるというようにあります。

この、係るの解釈なのですけれども、係るというのは一般的には関係するというように捉えられるという解釈もあると思うのですが、法的な解釈というか、法の用語というところでは、例えば、法制執務研究会の新訂ワークブック法制執務、ぎょうせい刊によれば、係るについては、法令ではある語句と語句、ある語句と他の語句とのつながりを示す場合に関係代名詞的な用語として広く用いられる。

その意味は、用いられる場合に応じて何々についてのか、何々に属するとかのの意味を示すとして用いられているということで、法令で用いる場合、係るは結びつけられる用語が、関するよりもさらに直接的な関係にある場合に用いられると言われていますということで、これは関係するというように定義するのは拡大解釈につながっているのじゃないかというように思うのですが、この関係するという関係する範囲というか、関係するのは何が具体的に関係するののかということについてお尋ねします。

P. 37 本多洋之議員

◆本多洋之議員 まず、拡大解釈に当たるかどうかというのは、それこそやはり解釈の問題ということでもありますので、我々はこう記載のとおり考えているということでもあります。

具体的にどのようなことを指すのかというのは、今おっしゃられているとおり、するものも含むというような観点もあろうかと思っておりますけれども、それに関して何をというところでは、具体的な事例がないとお答えしようがございません。

P. 38 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 例えば、だからここに解除というのも関係するという意味で、加えるということを考えておられるのでしょうか。

P. 38 本多洋之議員

◆本多洋之議員 加えるということは、ちょっと我々は想定をしておりません。

P. 38 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 すみません。加えるというか、関係するというところで、それも含まれるという第96条第1項の第5号の一定金額以上の契約は、議会の議決が認められておりますけれども、それに係ると言ってそれに関係するというように広げると、そこに入れようというようなお考えなのでしょうか。解除を。

P. 38 本多洋之議員

◆本多洋之議員 その具体的なものが入るのかどうなのかというものは、そのときの判断になるというように思いますけれども、我々はこの係るというものを関係するという解釈をさせていただいております。

P. 38 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 分かりました。今のところは具体的に何を指すというところは想定はしていないということですね。

じゃあ、そこに解除は入らないということではよろしいのでしょうか。

P. 38 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩いたします。
午前10時18分休憩

午前10時18分再開

P. 38 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本多議員。

P. 38 本多洋之議員

◆本多洋之議員 今、お話しさせていただいている内容は、総務省の通知の部分でありますので、我々はこういうように解釈をしているということであつて、具体的にどれが入る、どれが入らないというのは現時点ではお答えできません。

P. 38 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 ただ、今その議会の権限を広げる、議会の議決のところに解除を加えたいということで条例をつくっているわけですから、それが具体的な法令のどこに根拠があるのか、ここを、そこを解釈するのか、それとも第2項が使えるのかとか、はっきりとしたやっぱり根拠を示す、弁明書としては、示す必要があると思うので、それ、どの辺りに。

ちょっと質問を変えます。質問を変えてというか、全体を通して、この議案第17号の条例ですね。議会の議決すべき事件の一部を拡大するという、その条例が適法であるということで可決をされているのですけれども、この条例が適法であるとする根拠の法令と、それから行政実例などを全てこの弁明書の中で、全て教えていただきたいと思います。

P. 38 本多洋之議員

◆本多洋之議員 まず、根拠となる法令については、2ページの9行目終わりから。議会権限は第96条第1項に列挙された事項に限られず自治体の重要事項も理論上その権限に属するというべきであり、同条第2項の議決事件追加条項の存在は議会の判断を尊重してそうした重要事項を含む意思決定事項を増やすことを認めているといえと。我々はこういう観点で今回の条例を提案させていただいております。

関係資料について全て記せということでございますが、これは記載の資料を全てということでございます。

P. 38 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 今、2ページとおっしゃいましたか。

P. 38 本多洋之議員

◆本多洋之議員 すみません。5ページになります。

P. 38 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 私の全ての質疑を終わります。

P. 38 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、斎藤 啓議員。

P. 38 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 それでは、私からも通告に従いまして、一問一答で1点だけになるのですけれども、ちょっとでも深めてお伺いしたいと思います。

先ほど山口議員の質疑の中でも、この弁明書をつくる経過の部分について若干触れる質疑がありましたけれど、私のほうからもう少し詳しくお伺いしていきたいというように思っています。

議案第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、今回、自治法の第176条第5項に基づいて、豊橋市が愛知県に申立てを行いましたよ。これについて、愛知県が任命をされた自治紛争処理委員の代表委員から、豊橋市議会として弁明を求められるところに対して、これに対応するというので出てきた議案というように考えるわけです。

豊橋市議会においては、こうした事柄が初のことであったというように認識しておりますので、その弁明を求められたことにどのように対応してきたのかということが、この弁明を出すに、きっちり審査をするに当たって非常に大事な事柄であろうというように思いますので、事実経過の確認を主に進めて議論をしたいというように思うわけです。

まずは、この弁明を出してくださいねというように出てきたことに対して、どのような対応をされてきたのか経過をお伺いしたいと思います。

P. 39 本多洋之議員

◆本多洋之議員 細かな日程等詳細については、ちょっと議長にお伺いするしかないかというように思いますが、ただ事前に再議以降の流れというのは確認をされておりまして、弁明書を求められるだろうという想定の中で、議長をして準備をされていたということでもあります。

もちろん先ほどお答えしたとおり、この弁明書自体の作成というのは依頼があつてからつきたということになりますけれども、それ以前に論点の整理等、弁護士に相談等をして準備を進めていたということはありません。

以上です。

P. 39 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 議長にももちろん弁明書の提出を求めてきているということは当然なのですが、議長から今回提案に至るに至った皆さん方には、どの時点でそのことのどういう事柄があつて、弁明書提案に至ったのかをお伺いしたいと思います。

P. 39 本多洋之議員

◆本多洋之議員 先ほどの答弁と重なる部分がありますけれども、事前にそういう準備を進めていたということと、あと議運の中でそうした形で事前に準備を進めているということも、議会としての合意があったと認識しております。

P. 39 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 議会として弁明が求められているという状況の中で、この議案の提案、作成の責任が議長に基本的にはあるという事柄だろうというように思うわけです。

それが、今回提案議員の皆さんが、提案をするというように至った経過がちょっとよく分からないでいるのですよ。

つまり、議会としての弁明を求められていますと。そしてそれは当然、我々としては反対をさせていただいた形になりますけれども、議案そのものについて、議案じゃなくて条例案ですよ。議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例、これに今回この提案者の皆さんというのは、この条例を提案された皆さんが、現在弁明書の提案議員として携わっていらっしゃるということになるかと思うのですけれども。そういう形の弁明書をつくるということに至った経過というのが、ちょっとよく分かっておりませんで、私。

つまり、皆さんが提案する側にいらっしゃるという事柄の経過をお伺いしたいと思っているのですけれども。

P. 39 本多洋之議員

◆本多洋之議員 その点については、議長の権限ということになると思いますけれども、我々は任命をされて、その中で作成に従事してきたということでございます。

今回、この答弁者側に立っているということも、議会運営委員会で誰が提案議員になるかというのも議論があった上での、ここに至っていると認識しております。

P. 39 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 弁明書をつくるに当たって、議会として確認をされた事柄に基づいて出てくることになろうかというように思うのです。それが今日この場所ですよという理屈になるのですけれども。そもそも、議会として、この間の議論も含めて、一定の経過があるわけです。

つまり、昨年の12月定例会の本会議最終日、12月26日において、最初に条例が出てきたことについての議論があり、それに対して市長が再議を求めて、1月の臨時会が開かれて、臨時会の中でも議論をされてきたという経過があるわけです。

それでもなお議決をされて、それに対して市長が今回、愛知県に対して申立てを行っているという経過の中で弁明書が求められているということから言うと、当然、この議決を得て出来上がった条例が、どのように考えなければならないかということを議論する必要がある弁明書でございますので、提案議員の皆さんが、求められた弁明に対して、議会としての賛成をした議員としての必要な弁明がつけられていくということについては、そういう事柄であろうかというように思うのですが。

そこには、この間、議会で議論をされた、いやこれは議会として議決をするのにふさわしいとは思わないよという我々反対の議員も含めての議会の議論の経過があるわけなのです。

それらが弁明書には一切反映をされていないという形になるわけなのですけれども、この辺りについての考え方というのは、どのようなものであったかお伺いをしたいと思います。

P. 40 本多洋之議員

◆本多洋之議員 先ほど議長に一任という話がありましたけれども、その一任を取るに当たっては、公式の会議の場で各派の了承を得ていたという認識をしておりますので、我々としては正当な手続を経た上で、今回の提案に至っていると認識しております。

P. 40 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 手続上は、正当な手続を経て当然されているということなのですけれども、弁明書の中そのものに、先ほど申し上げたように、この間の議論を踏まえての、こういう指摘もあったが我々としてはこういうように考えるというような記述のやり方もあったかというように思うのです。

議会の総意として出す弁明書としてつくるに当たって、そうした観点からは記述がなかったということについて、認識をちょっとお伺いしたいと思います。

P. 40 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時32分再開

P. 40 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本多議員。

P. 40 本多洋之議員

◆本多洋之議員 改めまして、まずこの今の弁明書というのは、各会派の議論を経て議長に一任をいただいて、それを通じて我々が今、弁明書を作成して提案させていただいているということでもあります。

内容につきましては、今まさにここで議論をしているということでございます。

以上でございます。

P. 40 斎藤啓議員

◆齋藤啓議員 そうですよ。その手続一連のことがよい、悪いというのを単純には言えないというようには思っているのです。

ただ、この間の議論の一連の経過を見ていった場合に、やはり議論がずっと続いてきている事柄としてあるわけですよ。

私、あえて言うなら、この新アリーナの事業がこれとは直接関係はないですけれども、どっかにあるよねって話がずっと続いているわけですけど。突然、何か起こっている事柄じゃないと思うわけですよ。ちゃんと経過があって、賛否の議論もずっと積み重ねられた上での、ここに至っているという事柄ということなのですよ。

アリーナの話、ここでするわけじゃないのですけれども、何か突然出てきて、ぼんとさあどうですかということではなくて、やはり議会の中で議論を積み重ねてきたことがあった上でのいつきの何らかの判断だということに見るべきであって、そこは、私、長坂市長の判断にしても、今回の議案にしても、やはりこの一連の議論が経過としてはありますよねという中で出てきているものだというように思うわけです。

議長の判断で、条例に賛成の議員さんだけにこの議案をつくってくださいねというようになったということ、そのものは経過としては手続をちゃんと踏まれているので、そこに問題を思っているわけじゃないのですが。

やはり、そこにはしっかりと議会としての総意に基づいての弁明になるような努力ということは、私はもうちょっとあってもよかったのじゃないのかなというように思うわけです。何もね、反対派の主張をふんだんに盛り込んで、そこが議会の結論ですなんていうものをつくってもらうことを全く期待はしていないわけですけども、この間の議論があったところについては、一定記述もあったのかなということがあって、この経過について確認をさせていただいたということなのです。

もう一点だけお伺いしたいのですけれども、先ほど山口議員の質疑の答弁の中でも、専門家にも相談をしながらということでした。

この専門家、恐らく弁護士さんに当たろうかと思えますけれども、それは議会として、依頼をしてつくったという形になっておられるのか確認をしたいと思えます。

P. 41 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時41分再開

P. 41 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本件に関しましては、私からお答えさせていただきたいと思えます。

弁明書作成等の支援についての依頼に係る経緯でありますけれども、これは豊橋市議会議長伊藤篤哉として、弁護士に依頼したものであります。

以上です。齋藤議員。

P. 41 齋藤啓議員

◆齋藤啓議員 差し支えなければ、費用負担などについてお伺いしたいと思います。

P. 41 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 本件に関しましては、経過を申し上げますと、審査申立てに対する弁明書の提出についての依頼が代表自治紛争処理委員から出されました。

これは、豊橋市議会に求められたものでありますので、議会費で支出することを考えております。

以上です。

P. 41 齋藤啓議員

◆齋藤啓議員 議会としての対応ということでございますので、当然そういう支出の枠に入ってくるべきものであろうかというように思うわけではあります。

私としては聞きたいことは大体そういう事柄なのですけども、改めてやはりこの申立てということが生じていることそのものも含めて、指摘をされている事柄に弁明書の中で。あと、実は昨日、内視鏡で大腸を診てもらったものですから、体調がよろしくなくて、あんまりきっちり深めることができなかったのですが。それは前の日に法律論のこれほどのものがぼんと出てきたものに、すぐに対応して質疑をして適切かどうかを答え、判断をしてくださいということそのものも、あまり適切ではないかなというように思っているということも申し添えつつ、ただ、やはり法律に関わる重大な事柄でございますので、今回提案の議員の皆さんにおかれましては、その議会としての本当に大事な法律と条例に関わる問題をきっちり精査を図って進めていくということについては、また改めて、お疲れさまでしたとも思う一方で、やはりしっかりとそこは見ていただかなきゃならないかなというように思っているところであります。

最終的には、裁定が出て、裁判がどうかということまで、先ほど弁明を求められるだろうと思って準備をしていたのですというような言葉もありましたけれども、同様にこの先、この問題が長く続くような状況になり得るとすることも想定される下で、やはり、一つ一つ経過といいますか、丁寧な議論を尽くした上で判断をしていかなければならないだろうというように思います。

詳しくは討論で、鈴木みさ子議員がしゃべりますけれども、以上で私の質疑を終わります。

P. 41 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、菅谷 竜議員。

P. 41 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 新しい豊橋の菅谷 竜です。一問一答方式で何点が伺っていきます。

まず確認なのですが、パソコンのページ数と私のページがずれていまして、パソコンのページを使用してよろしいですか。特に本多議員が多分ずれて、紙でプラス3ページすると、多分ちようどなので、一番上のページ、私は4となっていますので、そこだけまずお願いします。

議案会第1号地方自治法第176条第5項の規定に基づく審査申立てに対する弁明書の提出についてということで、弁明書について伺っていきます。
私も、自分がしゃべる分と弁明書と審査申立書と様々な資料がありますので、ちょっとゆっくりになってしまうかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

一つ目としましては、やはりこの弁明書というものを議会としてしっかり審議するに当たって、ちょっと分からない部分を聞いていくということ、まず最初にお聞きいたします。

文章の中に、一般論としては認めるという言葉があります。一般論の対義語というのを調べましたが、あるのかなと思っていたのですけれど、なかなか明確な答えが実はなくて、一般論の対義語の例としては、具体論とか個別論とか、中には自論とか、そのような言葉でしたので、まず弁明書の7ページの下から2番目に、一般論としては認めますとありますが、パソコンでも7ページで、紙ベースですと4ページの下から2番目になるのですけれども、この部分、一般論としては認めますとありますが、それではどの部分がどのように一般論として認められないのか、認められなかった部分は、どの部分がどのように認められなかったのか伺います。

P. 42 本多洋之議員

◆本多洋之議員 一般論としては認めるということは、基本的には認めるということで、今まさに菅谷議員がおっしゃったとおり、個別具体例に関してはその限りではないという、こういう認識でございますので、今回は具体的にどれを認めないということは論じておりませんし、書いてございません。

P. 42 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 今、本多議員がお答えいただきましたということで、一般論と具体論は書いていないということなのですけれども、これは議会としてこの審査申立書に対する弁明書として出すわけですから、しっかりやはり認められなかった部分というの皆さんが理解しないとなかなか賛成しにくい、または否認しにくいとか考えますので。例えば、この今言った一般論としては認めるというところの下に、なお、第1段落の第1文に「普通地方公共団体の議会は、「法令に違反しない」条例案を議決する権限しか有していない。」との記載があるが、普通地方公共団体の議会の権限として、条例案の議決のほか、法第96条ないし第100条の2に多々規定されていることは豊橋市長も当然理解しているものであり、この第1段落の第1文で豊橋市長が本来主張したかったことは「普通地方公共団体の議会は、法令に違反する条例案を議決する権限を有していない。」ということであろうと思料する。普通地方公共団体の議会は、法令に違反する条例案を議決する権限を有していないという限りでは認める。

ここに書いてあるのは認める部分なのですけれども、この(2)のところ、申立書のほうを見ますと、権限しか有していないと表現してあるところを、権限、その言葉の訂正みたいのところだけが書いてあるのですけれども、その下に、法令が明瞭に長その他の執行機関に、からずと、(2)の許されないというところまであるのですけれども、この中のところに恐らくその認められない部分があるというのは推察できるので、その認められない部分はどこのどの部分か、ちょっと教えていただきたいということで。

P. 42 本多洋之議員

◆本多洋之議員 今回の、今言った法令に違反しない条例案を議決する権限しか有していないというのと、言い換えて、法令に違反する条例案を議決する権限を有していないという限りでは認めるというのは、具体的に何か別項目で認めないということではなくて、最初の法令に違反しない条例案を議決する権限しか有していないという表現だと、ほかの条例案を議決する権限しか有していない、ほかのものは認められないということになってしまうので、条例案のほかにもいろいろなものがあるということで、ちょっと表現として間違っているのじゃないかという指摘をさせていただいているので。

その言い間違いの部分がこういう表現であれば、そのとおりですという記載をさせていただいております。

P. 42 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 そうしますと、この表現が権限しか有していないとの記載があるが、権限を有していないなら、全て認めるということでもよろしかったですかね。

P. 42 本多洋之議員

◆本多洋之議員 はい。そのとおりです。

P. 43 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 そうしますと、この申立書の、したがって、そのような事項を議会の議決すべきものと条例で定めることは、許されない。ということも認めるということですね。

弁明書では、パソコンだと7ページ、紙ベースですと4ページですね。そこは(2)の(2)についてと聞いているものですから、2の(2)は何なのかということ、審査申立書の4ページ一番下の(2)の、先述のとおり、普通地方公共団体の議会は、「法令に違反しない」条例案を議決する権限しか有していない。から下の部分なのですけど、2の(2)は。

そうすると、その下の部分は認めるということでもよろしいですかね。

P. 43 本多洋之議員

◆本多洋之議員 法令に違反する条例案を議決する権限を有していないということに関しては、そのとおりです。

P. 43 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 その下の部分、審査申立書の、今言ったところは最初のさわりの部分で、議決する権限しか有していないという部分なのですけれども、そこから下のほうですね。

ちょっと読みますけれど、法第96条第2項に基づき議会の議決すべきものと条例で定めるということは、当該法令が長その他の執行機関に授權していることが法令上明らかであるにも関わらず、その権限の行使を議会の議決に係らしめて制限するということであるから、「法令に違反」する。したがって、そのような事項を議会の議決すべきものと条例で定めることは、許されない。

また、「事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項」については、そのように解さざるを得ないことから、長その他の執行機関に属する権限として、法令で明瞭に規定していないに過ぎない。当該法令の趣旨としては、長その他の執行機関に権限を授權していると解さざるを得ないにも関わらず、条例によって議決すべきものと定めることは、「法令に違反」する。したがって、そのような事項を議会の議決すべきものと条例で定めることは、許されない。ということも、認めるということですかね。

P. 43 本多洋之議員

◆本多洋之議員 法令に違反する条例案を議決する権限を有していないという部分に関しては、認めております。

P. 43 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 ここは法令違反ではないものしか認めないというところで確認させていただきました。

次、2番ですね。弁明書の、パソコンですと8ページで、紙ベースですと5ページの上段から8段目、(3)の(3)について、ここも一般論としては認めるということなのですけれども、ちょっとここも同じになるのですけれども、一般論としては認められるが、一般論としては認められない部分は、どのような部分がどのように認められないのか伺います。

P. 43 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩します。

午前10時55分休憩

午前10時58分再開

P. 43 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本多議員。

P. 43 本多洋之議員

◆本多洋之議員 お答えさせていただきます。

ただいまの(3)一般論としては認めるということですが、この申立書の甲6に記載されているものというのが、地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行についての通知でありますので、これについては一般論としてそのとおりだと認めるということでございます。

P. 43 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 すみません。質疑と答弁がちょっとかみ合っていないのですけれども、一般論としては認めるのは分かるのですけれども、一般論として認められなかった部分は、どの部分がどういった考えで認められなかったかという質問なのですけど。

認められた部分は分かるのですけれども、一般論としては認めるけれど、個別論としては認められなかったということで、その個別論の認められなかった部分は、文章のどの部分かというのをちょっと知りたいなというところなのですけれども。

P. 44 本多洋之議員

◆本多洋之議員 どこにも認めないという部分はございませんので、この通知に関しては、一般論としては認めるということでございます。

P. 44 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 その割には、ほかの表現が使ってあって、認めるとか、最終文を除いて認めると書いてあるのですけれども、一般論としては認めるということは、どこかちょっと認められないと考えている部分があると思うのですけれども、そこを聞きたいのですけれども。

P. 44 本多洋之議員

◆本多洋之議員 これ、通知でございますので。通知の内容に関しては、一般論としてそのとおりだと認めているということでございます。

P. 44 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 ちょっとその何ていうのかな、答弁だとすごく不安で。やっぱりそこを議論して、どの部分が、全て認められる場所は普通に認めるとか書いてあるのですけれども、一般論として認めるというところが、じゃあ個別具体的にどの部分が認められないかというのを、何ていうのかな、伝わってこないとなかなか真偽の判断材料として弱いと思うのですけれども。

今、これ以上聞いても同じ答えかなと思うものですから。そこは、何ていうのかな、ちょっと不安になるというか、こちらがですね。認められない部分はどこかって、ちょっとそれなりに分かりやすかったと思うのですけれども。

じゃあ、次に行きます。

次、弁明書、パソコンですと10ページ、紙ベースの弁明書ですと7ページの下から9段目、(3)の(3)について。ア、アについて。

最終文を除いて認めるとあります。最終文は「解除権の行使という行為自体に、相手方に損害賠償債務を生じさせる法的効果があるわけではない。」であれば、認める。

豊橋市長の主張は、どちらに損害賠償債務が生じる話をしているのか錯綜している。ここにちょっと違和感がありました。

審査申立書には、解除権の行使という行為自体に、損害賠償債務を生じさせる法的効果があるわけではないと記載され、弁明書は相手方が入れば認めるということです。

私の理解力不足かもしれませんが、ちょっと確認させてもらいたいのですけれども、例えば一般的に、豊橋市が解除権の行使をすれば業者側から損害賠償を請求されるわけですけれども、そこに相手方に損害賠償債務を生じさせる法的効果があるわけでないであれば、認めるとなぜ考えたのか伺います。

P. 44 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩します。

午前11時3分休憩

午前11時5分再開

P. 44 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本多議員。

P. 44 本多洋之議員

◆本多洋之議員 お答えをさせていただきます。

今回の件に関しては、この相手方ということの表現がなければ、逆の場合もあり得るのかということで指摘をさせていただいたというだけのことであります。

基本的にこの弁明書の記載内容については、市長側の審査申立ての中で主張されている法的な論点に関して、法律の専門家の助言を得て、認否または反論を行っているものでありますので、今後これ以上の法的解釈・判断というのは、愛知県の自治紛争処理委員に委ねられるものであると考えております。

P. 44 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 法的解釈について尋ねると、愛知県自治紛争処理委員に委ねられるということなのですから、ちょっと不安ですよ、私は、すごく。

P. 44 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑を続けてください。

P. 44 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 提案者として、議案会第17号をやって可決されて、再議でも可決されて、申立書が出て、その反論として弁明書を提出するわけですから、やはり議会として出すのですよね、そこは。

そういったことで法的な部分を聞いたら、紛争の方に委ねてくださいみたいなですと、この弁明書に対するこの今日の質疑というのは、何のために行われたかというのはちょっと理解に苦しむわけなのですけれども。

まず、さっき議長がちょっと熟読したのかみたいなことを山口議員におっしゃられたと思うのですが、その辺もやっぱりしっかり法的な部分も答えていただかないと、ちょっとなかなか私はですけど、皆さんも賛成しにくいのかなというところをちょっと感じたので、ちょっと言わせてもらいます。

先ほどの質疑に関しては、じゃあもうないということですかね。単に相手方に入れればということだったのですけれども、一般的に考えて、審査解除の行使ということをすれば、当然、特別な場合もあるかどうか分かりませんが、基本的には解除権を行使、豊橋市が解除権を行使すれば、当然業者側だったり、損害賠償債務を生じさせると思うのですけれども。

解除権を行使という行為自体に、相手方に損害賠償債務を生じさせる法的効果という文字が入ればよいと考えたのが、非常にちょっと疑問に思ったので、ちょっと聞かせてもらったのですけれども。一般的に考えれば、先ほど述べたものが一般的だと思うのですけれども。

法的効果があるわけではないのであれば、そこに相手方に損害賠償債務を生じさせる法的効果があるわけではないのであれば、認めるとなぜ考えたのかということだったのですけれども。

P. 45 本多洋之議員

◆本多洋之議員 先ほどから何度も述べさせていただいていますが、ここから先のその法的解釈・判断というのは、愛知県の自治紛争処理委員に委ねられるものと考えております。

P. 45 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 菅谷議員に申し上げますが、質疑は簡潔にお願いしたいのと、今回は審査申立てに対する弁明書の提出であるということ踏まえて、出す対象が代表自治紛争処理委員であるということも踏まえて、質疑を継続してください。

P. 45 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 その自治紛争のほうに出されるものというのは理解していますけれど、こうして私も審議して議決を、重要な、賛成なのか反対なのかという議決をするわけですから、しっかりそのところを答えていただかれないと解決できないというか、そこが自分の中でやっぱり気になるところがあるので、聞いているというだけの話なのですけれども。

また、続き、次に行きます。

弁明書には、先ほどのおりで認めるや争うとの言葉が使用されています。争うの後には、その理由や反論も記載されています、基本的にはですね。で、争うとの言葉の後に理由や反論が記載されていない箇所があり、どのように考えているのか理解することができないため、一点お聞きします。

弁明書のパソコンですと13ページで、紙ベースですと10ページの中段辺りに、4の4について、全て争うとありますが、この全て争うのところ、これは審査申立書ですと12ページになるのですけれども。結論というところの(1)(2)があるけれども、全て争うというところがあるのですけれども、その争うとした理由ですね、そこをちょっとお聞かせください。

P. 45 本多洋之議員

◆本多洋之議員 結論でございますので、全て争うということでございます。

P. 45 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 どのように争うのかということなのですけれども。

P. 45 本多洋之議員

◆本多洋之議員 弁明書ですから、全て争うということでございます。

P. 45 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 じゃあ、例えば(1)その金額が施行令の基準を下回る契約を締結し、普通地方公共団体に債務を生じさせる法的効果を有する行為が、長の権限に専ら属すると解される以上、長の予算執行権のうち、普通地方公共団体に債務を生じさせる法的効果を有しない行為についても、長の権限に専ら属すると解される。そのため、契約の解除についても、解除権の行使自体には普通地方公共団体に債務を負担させる法的効果がないため、長の権限に「専ら」属すると解されるという部分については、どのように考えて反論されて争うのか。

P. 45 本多洋之議員

◆本多洋之議員 全て争うということで、その解釈等については自治紛争処理委員に委ねられるものと考えています。

P. 45 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 菅谷議員、菅谷議員に一つ御注意申し上げますが、資料が飛んだりするときに、この弁明書である場合と、先ほど申立書である場合と錯綜していますので、皆さんが分かるように質疑を続けてください。どうぞ。菅谷議員。

P. 46 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 結構分かりやすくパソコンの何ページでと、割と言っているのですけれど。

P. 46 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 タイトルがない。

P. 46 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 言わんでもいいのかもしれないですけど一応、パソコンと紙ベースと審査申立書と分かりやすく述べていきたいと思います。今の質疑については、ちょっとお答えいただけそうもないということで、どのように争うのかというところは聞けなかったということで、次に行きます。次、ちょっと待ってください。私もパソコンの何ページというのがね、はい。弁明書のパソコンで12ページ、紙ベースですと9ページ、下から5段目のところですよ。

イについて、争うの後、契約の解除によって、解除した側が損害賠償義務ないし損失補償義務を負うことになり、普通地方公共団体と契約の相手方との間に新たな法律関係が生じる。その意味で、契約の締結と契約の解除に差はなく、締結するに当たり議会の議決が要求されている契約は住民の利益に重大な影響を及ぼすものであるから、解除するに当たっても議会の議決を要求するのが、より住民自治に資するとあります。

一方で、今度は弁明書、パソコンですと10ページで、紙ベースですと7ページの下から7段目の、最終文を除いて認めるとあります。最終文を除いた文章の最後は、解除権の行使と損害賠償請求は、異なる権利であるということまで認めているといっています。

契約の解除権は、損害賠償請求権とは異なる権利であり、契約の解除によって地方公共団体に債務を生じさせる法的効果は生まれないので、契約の締結と契約の解除は法的に同じ重みがあるとは言えないのではないかと思います。契約の締結と契約の解除に差はないとか、重みが一緒というところ、どうしてそのように考えるのか御認識を伺います。

P. 46 本多洋之議員

◆本多洋之議員 書いてあるとおりでございます。

P. 46 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 何ページのどこでしょうか。

P. 46 本多洋之議員

◆本多洋之議員 紙ベースでいうと9ページ、Side Books上では12ページになると思いますが、契約の締結と契約の解除に差はなくということの前に、その意味でとつけてありますので、あとは読んでください。

P. 46 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 ちょっとあまりにも雑じゃないですかね、それだと。

P. 46 本多洋之議員

◆本多洋之議員 我々の主張は、全てこの弁明書に書かせていただいております。そこから先の判断、じゃあどの程度差があるのかとか、そういう部分については解釈の問題ですので、お答えしようがありません。その判断については、自治紛争処理委員のほうでしていただくことになるかと思っております。

P. 46 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑を継続されますか。

P. 46 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 もちろんです。

P. 46 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 菅谷議員。

P. 46 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 何だろうな、すごく不安になっています。やはり、聞いたところが、やはり議長が先ほど山口議員のほうに熟読しろみたいなことをおっしゃられましたが、そんな難しいことを聞いているわけじゃなくて、聞いたことをやはり自治紛争処理委員に投げるみたいなことで全て終わらせてしまうのはいかがなものかなと思います。

今のは、契約の締結と解除の重みが一緒だって主張じゃないですか。私どもは、私どもって言っちゃいけないかもしれない、私は、契約の締結というのは長の権利だと思っております。契約の締結自体はですね。

でも、それはもう単純に考えて、締結、もちろん議会の議決を要するものもありますが、高額な金額だったり、例えば230億円とか、例えばですけど230億円のものとかそういったものに対して、契約するときはそれだけかかるという責任があるものですから、議会の議決を要するのですけれども、解除するときに、債務を、損害賠償的なものは法的には別だとおっしゃっているのですよね。

法的、そこは認めるというようになっているので、そちらの文章もですね。その部分は認めつつというのが少しおかしいなと思って聞いているのですけれども。

解除の行使と損害賠償請求は異なる権利であるということまでは認めているということは、弁明書に書いてあるのですけれども。

ただ、その一方で権利は別なのですよね、解除権と損害賠償請求権というのは。ただ、それを法的に契約の締結と解除を法的に同じ重みだとする理由が、これ、非常に重要な部分だと思しますので、ぜひ教えていただきたいと思います。

P. 47 本多洋之議員

◆本多洋之議員 先ほどから菅谷議員のおっしゃることが、まさに解釈でございまして、我々と主張が違うと。その先の話に関しては自治紛争処理委員に判断を仰ぐしかないと思っております。

ちなみに、一点だけお答えさせていただきますと、今の法的解釈という部分、弁明書の12ページに書いてあるのは、相手方との間に新たな法律関係が生じると表現させていただいております。

以上です。

P. 47 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 確かにそれ、別ですから、新たにというのは当然だと思います。それと同時に生まれるものではないので、新たにというのは一般的に考えてそのとおりだというのは理解しておりますが。

まず、条例、市長が議決を得て契約したのに対しては、それを市長が解除しようとするときは、議決を要するという趣旨の条例をつくった。その中には、契約の締結と解除は同じ重みだとするところ、法的に非常に分かれているものですから、その締結と解除。

その理由としては、解除すると、損害賠償とかそういったものが発生するというのは全く別の法律、権利なのですけれども、それを一緒に、一緒に同じ重みだとするのは、非常に。解釈の違いと言われればそれまでかもしれませんが、一般的に。

例えば、ある契約で230億円契約しました。市長が解除しました。当然、よほどの事情がない限り、230億円というのを上回ることは考えられないだろうし、金額も私は断定できません、もちろん。この場で230億円の契約を今解除したら幾らになるというのは分かりませんが、基本的に考えて契約の締結よりはずっと少ない金額になると認識しております。

です、その部分について、同じ重みだとした理由が聞きたかったのですけれども、そこはやはり自治紛争処理委員なのですね。

P. 47 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 菅谷議員に申し上げますが、本日の日程はあくまでも議案会第1号地方自治法176条第5項の規定に基づく審査申立てに対する弁明書の提出であります。

それを簡潔明瞭に質疑していただく形になっていますので、議論に関してですとか、討論に置き換えて発言する部分と、この弁明書に対する質疑というものを区別して質疑を継続していただくことを強くお願いします。

P. 47 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 物すごくその点につきましては区別させてもらっているのですけれども。何ページのどことか、しっかりパソコンの何ページとか、紙ベースで、ここってしっかり。

P. 47 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑を継続してください。どうぞ。

P. 47 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 この件については、自治紛争処理委員にお任せということ、投げるといことです。

本当に、先ほどから何度も申し上げますけれど、もう少しこれ、答えていただかないとやはりなかなか納得できないし、その部分、もうちょっと。いいや、これ以上言うと、ちょっとやめておきますけれど、少し納得というか、不安なままです。

次、パソコンですと16ページ、紙ベースですと13ページの中ほどに(ウ)、紙ベース13ページ、パソコン16ページの、(ウ)について争うとあります。

法第96条第1項第4号のとこから下、もうちょっと下のところに、「関すること」という文言があっても、不明確で違法ということにはならないということで。これ、何のことを言っているかということ、審査申立書の31ページの中段辺りの(ウ)のことを指しているのですけれども、審査申立書31ページの(ウ)、ここを読みます。

提案議員は「今回のアリーナの件については、ただいま協議中ということだが、解除の手続が始まっていれば対象にならないが、解除の手続が始まっていなければ対象になる」と答弁したが、「協議」や「解除の手続」が「解除に関すること」に含まれるか否かは不明確であるという部分なのですけれども。

この関するということに、本件で事業者との解除に向けた協議を行うことも含まれるのか伺います。

P. 48 本多洋之議員

◆本多洋之議員 趣旨確認をさせていただきます。

P. 48 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 趣旨確認を認めます。

P. 48 本多洋之議員

◆本多洋之議員 すみません、もう一度お願いします。

P. 48 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 最初から。

P. 48 本多洋之議員

◆本多洋之議員 その質問の部分。

P. 48 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 議案会第17号の、契約のところの、市長の契約の解除に、契約の解除に対することじゃなくて、解除に関することと書いてあるのは、そこで分かりますかね。

その関するということは、解除に関するというのは、どの部分が含まれるかという部分なのですよ。契約の解除通知は、もう当然に解除だと私は認識しているんですけど、関するの中に、例えば、今事業者との解除に向けた協議を行うことも含まれるのか伺いますということなのですけれど。

P. 48 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩します。

午前11時25分休憩

午前11時27分再開

P. 48 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本多議員。

P. 48 本多洋之議員

◆本多洋之議員 お答えをさせていただきます。

この関することというのは、弁明書の13ページ、ここでいくと10ページになると思いますが、16ページか。「関すること」という文言があっても、不明確で違法ということにはないというようにしておりますので。

今回の条例につきましては、12月定例会の提案理由の中で、その契約解除の決定についても議会の議決事件とするため改正するものというようにお答えをさせていただいております。

以上です。

P. 48 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 お答えいただきました。ごめんなさい。もう一回、ちょっと最後の文章をお願いしたいのですけれども。すみません。

P. 48 本多洋之議員

◆本多洋之議員 12月定例会の条例の提案理由、川原議員が述べられておりますけれども、その中で、その契約解除の決定についても、議会の議決事件とするためと述べております。

以上です。

P. 48 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 川原議員の12月定例会の条例提案理由、その契約解除する決定も事件とするということですね。契約解除する決定も。

そうしますと、先ほどお聞きした解除に向けた協議というのはそこに入るのか、川原議員にお聞きします。

P. 48 本多洋之議員

◆本多洋之議員 含まれないと認識しております。

P. 48 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 それを・・・

P. 48 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 挙手をお願いいたします。菅谷議員。

P. 48 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 解除に向けた協議は含まれないということで確認させていただきました。

ただ、現市長は就任直後から現在契約解除に向けた協議の申入れを行っているが、解除に向けた協議というものが、その審議方法に入るかどうかというところが非常に重要なところで。

本条例は、やはり現市長による本件事業契約の解除を阻止することを目的としていたものであると、どうしても思えてしまいます。法令としての一般性を欠くものではないかと非常に疑問に思っております。

そのことで契約の解除、市長が契約解除するときに議決を必要とするということが、そのあることの目的に向けられてこうやって進んでいるのであれば、非常に一般性を欠くものということで、私は最後にそれを伝えて、私の質疑を終わります。

P. 49 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 49 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

しばらくお待ちください。

提案議員は、自席へお移りください。

〔議案会第1号の提案者、自席に着く〕

P. 49 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 49 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。初めに、山口倫世議員。訂正いたします。初めに、菅谷 竜議員。

〔菅谷 竜議員登壇〕

P. 49 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 新しい豊橋の菅谷 竜です。

議案会第1号地方自治法第176条第5項の規定に基づく審査申立てに対する弁明書の提出について、反対の立場で討論いたします。

弁明書にも、審査申立書のほうにも地方財務実務提要というのが度々出てきますが、まず、契約の解除と議決が要るか要らないかということですね、契約の解除。

市が公共工事施工のため議会の、これは問いですけれど、その実務提要の、市が公共工事施工のため議会の議決を得て請負契約を締結し、工事に着手したが地元住民の協力は得られず、やむなく工事を打ち切らざるを得なくなった。この場合、工事の契約を解除することとなるが、この解除に当たって議会の議決を要するか。

回答としては、通常の契約の締結は執行機関限りでなし得るものですが、自治法第96条第1項第5号は、条例で定めるところに従って個々の契約ごとに議会の議決を必要とすると定めています。条例で定める契約は議決を待って正規に締結されるもので、本件は議決を経て締結した契約を解除する場合についてですが、この解除権は長が有するものと解されます。すなわち、契約の締結については議決を要することが明定されていますが、一方、解除については何らの規定がなされていません。議決事件は自治法第96条に制限列举されているものと解され、各号に掲げられているものに限ることが原則であると解されますから、明定されていない契約の解除については、議決は不要ですと。

法の改正が平成23年かな、あったわけなのですが、議決事件の対象拡大の要因としては、平成23年の改正で、自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決事件とすることができるものが法定受託事務にまで拡大された趣旨は何なのか。

議会の議決事件は、自治法第96条第1項に定めるもののほか、同条第2項の規定により、各地方公共団体が条例で定めることができるとされておりますが、改正前は、法定受託事務に係るものについては同項の対象から除外されており、議会の議決すべきものとするすることができませんでした。

議会については、地方分権の動きが着実に進展するに伴い、制度運用の両面にわたり、その機能の充実、強化の必要性が高まっています。

このような中、議会の議決事件の追加に関する第96条第2項の活用がますます期待されているところであり、法定受託事務の議決事件の追加についてはその見直しを求める議会3団体の要望が重ねて行われ、近年議会の在り方が審議項目として取り上げられた第29次地方制度調査会答申においても、いずれも基本的に追加を認めるべき方向を答申において示されていますが、これを踏まえ、議会の議決事件の条例による追加を定めた第96条第2項について、法定受託事務に関わるものについても国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令定めるものを除き、議会の議決事件として定めるといふ、こういった流れは確かに第96条の第2項の改正、平成23年というのがありますが、議会の議決事件のやはり対象から除かれる事務ということ。

自治法第96条第2項に基づき法定受託事務を議決する際、法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項は含まれていないと解されているが、具体的にどのように判断していくというのが問われているわけなのですけれども。

自治法第96条第2項の規定に基づき、条例により議会の議決すべきものとする事ができる事項には、従前より法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限として解さざるを得ない事項は含まれないと解されます。

つまり、やはり解除できないとする条例は、市長の契約の解除権という権利を、条例によって議会の議決をしなければ解除できないとする条例は、議会の権限を越えると認識しています。

そのため、この弁明書には到底賛成することはできません。

以上で私の反対討論を終わります。

P. 50 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、梅田早苗議員。

〔梅田早苗議員登壇〕

P. 50 梅田早苗議員

◆梅田早苗議員 私は、ただいま議題となっております議案会第1号地方自治法第176条第5項の規定に基づく審査申立てに対する弁明書の提出について、賛成の立場から討論いたします。

先月1月29日に、議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例が再議に付され、さきの議決のとおり決定されました。再議の際にも討論いたしました。地方自治法その他の法令に基づいて締結された重要な契約が、住民の利害や自治体の財政等に重要な影響を及ぼすことに鑑み、その契約解除の決定につきましても重要な影響を及ぼすものと考え、議会の議決すべき事件に指定する必要があると考えます。

そして、最近の契約においては、多様化、複雑化、高度化、長期化、高額化など様々な要素があり、こうした社会状況に法が取り残されていると言えるかということをもう一度申し述べさせていただきます。

提案理由の中にもありましたが、本弁明書案の趣旨は、本件審査申立てを棄却するとの裁定を求めるものであり、本市議会では、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、法に認められた権利として、豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の議決を行っております。

このため、当該議決は、地方自治の本旨たる住民自治に資するものであり、議会の権限を越えたものでも違法なものでもなく、本件審査申立てに理由はないからであります。

以上のような理由から、本議案につきましては賛成であります。

以上、討論といたします。

P. 50 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、山口倫世議員。

〔山口倫世議員登壇〕

P. 50 山口倫世議員

◆山口倫世議員 新しい豊橋、山口倫世です。

議案会第1号地方自治法第176条第5項の規定に基づく審査申立てに対する弁明書の提出について、反対の立場で討論します。

弁明書について、先ほど質疑をさせていただきました。この直近10年の間に市長が3人交代していることは、豊橋市制において近年まれな状況であることは、弁明書の証拠資料にて私も確認させていただきました。それがどのような認識か問わせていただきました。選挙の結果ということでした。

私の認識では、2020年、2024年の2回の市長選挙の争点に、両方とも新アリーナの建設が入っています。市長が短いスパンで交代している現状は、直近2回の市長選挙において、豊橋市民の意思は、アリーナは少なくとも豊橋公園に建ててほしくないや、アリーナは税金では建ててほしくないということが市長選挙で示されたのではないかと私は認識しています。

弁明書には、当選後に市長が独断とありますが、議会に相談がなかったとはいえ、独断だとは私は決して思いません。長坂市長の英断の背景には、浅井市政下で住民投票条例案を二度も直接請求し、署名を集めたり、特定事業契約締結を市長選前に行わないことを求める請願書を提出したりと、地道に何年もこのアリーナ問題に取り組み、市民に知らせた豊橋の未来や豊橋公園のことを大切に思う住民たち、長坂市政に関心を持つ近隣住民たちがいます。

また、新アリーナ契約解除の1点で、長坂市長に投票した人たちも一定数いると認識しています。

公約を守ると長坂市長は公約し、選挙で選ばれ、公約を実行しています。弁明書6ページに執行機関としての長と対等な立場に立ち、その適正な行政執行を住民の代表たる議会が関与する必要性を強く認識し、とあります。

対等についての認識を質疑させていただきました。対等とは、三省堂の国語辞典によれば、優劣、上下の区別がない様子。どちらが上で、どちらが下だということではないということです。長と議長はお答えいただいたように対等であり、互いに牽制し合うとありました。それぞれが役割を持ち、その役割を果たしていること、バランスを保ちながら、両方とも機能しているかどうか重要だと私は思っています。

弁明書の12ページに、長の意見と議会の意見が対立した場合に、長と議員が議会という公開の場で議論を行うことこそ地方自治のあるべき姿であって、我が国の地方自治制度は首長選挙で当選すれば何でもできるというものでは決してないといふとあります。

当選すれば何でもできると長坂市長が言ったり、行ったりしている覚えは私にはありません。また、当たり前ですが、対立した場合でなくとも、長と議員が議会という場で、公開の場で市民に誠実に議論を行い、行動すべきではないでしょうか。地方自治を担う長と議会が機能不全の場合、調整する一つの方法が選挙であると私は認識しています。

浅井市政は何かおかしい、そう感じた豊橋市民が一定数おり、それが示されたのが長坂市長を誕生させた豊橋市政に残る、さきの市長選挙だったのではないかと私は認識しています。

弁明書6ページの、国や愛知県とも連携しながら事業の進捗を図ってきたという点において、これまで築き上げてきた信頼関係への影響も懸念されるという言葉は、12月定例会以降、何度となく目に耳にしてきました。

しかし、国や県からの補助金はメニューに応じて交付されると聞いており、また1月中旬に私が参加した自治体財政の勉強会において、立命館大学の政策科学部の森 裕之教授に伺ったところ、新アリーナの契約解除により、豊橋市がほかの補助金をもらえなくなるということはない旨を話されました。

選挙で選出される国会議員、首長が変わることで政策変更をすることは全国的に見られることです。今回のことと言えば、大村知事が長坂市長に対して個人的には思うことがあるかもしれませんが、それを何がしかの行動に移すとしたら、それこそ問題ではないでしょうか。

それなのに、このようなことを、このようなことというのは、国や愛知県とも連携しながら事業の進捗を図ってきたという点において、これまで築き上げてきた信頼関係への影響も懸念されるということ、このようなことを、明確な根拠があるなら分かりますが、そうでないことを繰り返し市民に発信することは、市民を不安に陥れるようなことではないかと思えます。

12月26日、住民投票条例案が2案上程されました。一つは撤回し、一つは否決されました。その後、いきなり動議が出され、弁明書が必要となった豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正する条例が上程され、その日のうちに可決されました。

この弁明書も昨日10時前後に議員に配られ、本日の審議となりました。質疑でどのようなスケジュールでの弁明書提出なのかを伺いました。突然だったり、前日だったり、きついスケジュールの中、いろいろなことが進められております。これらの一連の条例の上程、もっと言えば2022年5月30日の浅井前市長の突如の記者発表からの新アリーナ計画が市民への十分な説明もないまま、特定事業契約締結を市長選前に行わないことを求める請願を豊橋市議会が不採択にし、2024年9月に事業者と契約し、これら一連の新アリーナ計画の流れそのものが、豊橋市民を軽んじているものではないかと私には思われます。

執行機関である首長と議決機関である議会のバランスは、その在り方も含めて議論があってもよいと思えますし、提案議員の問題意識は一定理解できます。

しかし、条例案の例文、締結した契約に係る契約の解除に関すること、先ほど菅谷市議からもありましたが、この関することとは何を指すのかと指摘があった。それらのことも、議論も尽くされぬまま可決されており、この問題意識は、条例改正案などで対応すべきことではなく、もっと大きな枠組みで考える必要があることではないかと私は考えます。

以上のことから、私は豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例に反対の立場であり、この弁明書に反対です。

以上で討論を終わります。

〔傍聴席で拍手する者あり〕

P. 52 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 傍聴者の方に申し上げます。

拍手等することは禁じられておりますので、傍聴規則をお守りいただけますようよろしくお願いいたします。

次に、鈴木みさ子議員。

〔鈴木みさ子議員登壇〕

P. 52 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 日本共産党豊橋市議団、鈴木みさ子です。市議団を代表しまして、議案会第1号弁明書案について反対の立場から討論を行います。

本案は、議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の議決及び再議決に対し、本件議案は地方自治法第96条第2項に違反するため、本件議案に係る議決は、議会の権限を越えまたは法令に違反する、さらに議会による議決が裁量権の逸脱または濫用に当たるから、議決は違法であるとして、豊橋市長が令和7年2月18日付で行った審査申立てについて、自治紛争処理委員会から弁明を求められ、提出するものです。

よって法令違反には当たらず、議会の裁量権の範囲の逸脱、濫用には当たらないことを明らかにすることが求められていたわけですが、弁明書は審査申立書に述べられた論点に対し、法的裏づけに基づく明確な主張に欠けていると言わざるを得ません。

以下、各論について若干意見を述べます。

提案者らは、地方分権の進展に伴い、議会権限は第96条第1項に列挙された事柄に限られず、自治体の重要事項も理論上その権限に属するというべきであり、同条第2項の議決事件追加条項の存在は、議会の判断を尊重して、そうした重要事項を含む意思決定事項を増やすことを認めているべきであると述べています。

確かに2011年の地方自治法改正により、議会の議決事件の拡大が図られ、第96条第2項が法定受託事務を一律に議会の議決事件から除外していたのを、法定受託事務であっても、国の安全に関することで、その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除き、条例で議会の議決事件とすることができるとしたという経緯があり、議会の権限を広げようというのは近年の傾向ではあります。

しかし、今回の改正の内容は、基本構想、姉妹都市提携などの包括的な事務と違って、地方自治法第96条第2項が予定していない契約解除という執行機関の個別の事務執行について議会の議決を必要とするものであり、これまでの行政実例、判例等によれば、認められていないものです。

実際に総務省に聞いてみましたが、同様のものは全国どこの自治体でも確認できていないということです。

また、地方自治法及び同法施行令では、予算執行権は長にあり、契約の締結は予算を執行する事務として長が行う。契約解除は長の予算執行権として長の権限に属するとされており、例外的に住民への影響が大きい一定金額以上の契約については、議会の関与が認められているものです。

提案者らは、第96条第1項第5号について、地方財務実務提要では、条例により契約の解除を議決事項とすることを排除する趣旨の記載はないとも述べておりますが、議会の議決すべき事項は、無制限とも受け止められる暴論です。契約解除は、法令が当然に市長に属する権限として規定している事項であるため、条例で議決すべき事項には当たらないと解するべきです。

第96条第1項において、係るという語句の拡大解釈によって、解除の議決を可能とできるのかという点についても質疑をしましたが、これも曖昧な答弁でした。

そのほかにも立法事実についての弁明がありません。議案の提案の段階で、令和7年4月1日から施行される議案第119号によって、議会の権限が縮小されることに対応するためとした本議案提案の不合理性、矛盾点についての審査申立書の指摘に対する合理的な説明もありませんでした。

また、議会側が住民投票による住民参加を3回にわたり否定してきた経過があるにもかかわらず、本件議案が地方自治の本旨たる住民自治に資するものであるという文言を多用するなど、これまで議会に対して不信感を募らせている市民の方から見たら、ここで住民自治を引き合いに出すことに対して、非常に違和感を感じるのだと思います。

もとより、弁明書に対する精査は自治紛争処理委員に委ねられており、これ以上はあれこれの指摘は控えたいと思いますが、条例の制定に反対をしてきた立場であることから、この議案には反対であることを表明しまして、討論といたします。

P. 53 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、豊田八千代議員。

〔豊田八千代議員登壇〕

P. 53 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 ただいま上程されております議案会第1号地方自治法第176条第5項の規定に基づく審査申立てに対する弁明書の提出について反対の立場で討論いたします。

この弁明書でも図らずも述べられているように、ページ9、10段目、長による契約解除が違法ではないこと理由の一つとして、解除するに当たり議会の議決を要すると定められていないことが挙げられていると述べています。

また、それに続き、これを反対解釈すれば、解除するに当たり議会の議決を要すると定められていれば、長による契約解除が違法となり得る可能性があるという記述がございます。

この可能性の問題は、曖昧で不確かなことであります。したがって、以上のことから、契約解除は定められていないのですから、裁量権逸脱であり、違法であることを述べさせていただき、反対討論といたします。

以上です。

P. 53 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 53 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案会第1号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

P. 53 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 起立多数であります。

したがって、本案は可決されました。

この際、お諮りいたします。

弁明書の事実を証する書類について、審査申立人が閲覧等を行うことを差し支えないという意見を付して代表自治紛争処理委員へ提出することとしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

P. 53 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 起立多数であります。

したがって、弁明書の事実を証する書類について、審査申立人が閲覧等を行うことを差し支えないという意見を付して代表自治紛争処理委員へ提出することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

この際お諮りいたします。

明日3月1日から3月4日までの4日間は休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 53 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午後0時散会